

第 82 回 保守管理検討会 議事録

1. 開催日時： 2024年7月3日(水)9時30分～12時30分
2. 開催場所： 一般社団法人 日本電気協会 D会議室 (Web 併用会議)
3. 出席者： (順不同, 敬称略)
出席委員： 牧原主査(東京電力 HD)*1, 明石副主査(四国電力), 花木(日立 GE ニュークリア・エナジー), 片桐(電源開発), 細川(日本原燃), 鈴木(中部電力), 仲井(元日本原子力研究開発機構), 池田(関西電力), 堀水(原子力安全推進協会), 宮道(中国電力), 米澤(日本原子力発電), 佐々木(日本原子力研究開発機構), 近藤(北海道電力), 黒岩(三菱重工業) (計14名)
代理出席： 平原(九州電力, 関委員代理), 伊藤(東北電力, 奥川委員代理) (計2名)
欠席委員： 大塚(北陸電力), 西(東芝エネルギーシステムズ) (計2名)
常時参加： 澁谷(日本エヌ・ユー・エヌ) (計1名)
説明者： なし (計0名)
オブザーバ： 森田(電力中央研究所) (計1名)
事務局： 梅津, 田邊 (日本電気協会) (計2名)
*1： 議案(2)で主査に選任。

4. 配布資料

資料 82(1)-1	保守管理検討会委員名簿 (案)
資料 82(1)-2	保守管理検討会委員名簿 (案) (日程調整)
資料 82(2)	第 81 回 保守管理検討会 議事録 (案)
資料 82(3)-1	原子力発電所の保守管理規程/指針の次回改定骨子 (案)
資料 82(3)-2	JEAC4209/JEAG4210 改定箇所及び分担 (案)
資料 82(3)-3	これまでの主な議論内容
資料 82(3)-4-1	SSG-74 反映事項検討結果 (J-Power, 仲井)
資料 82(3)-4-2	SSG71 7.6 に対する再検討結果 (日本原燃)
資料 82(3)-4-3	SSG-71 検討結果に対する各委員意見まとめ
資料 82(3)-4-4	原子力発電施設の定義
資料 82(3)-参考 1	「JEAC4209-202X 原子力発電所の保守管理規程」 新旧比較表
資料 82(3)-参考 2	「JEAC4210-202X 原子力発電所の保守管理指針」 新旧比較表
資料 82(3)-参考 3	進捗管理表

5. 議事

事務局より、本検討会にて私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律及び諸外国の競争法に抵触する行為を行わないことの周知徹底が行われた後、牧原副主査の開催の挨拶があり、その後議事が進められた。

(1) 代理出席者、委員定足数、常時参加者、説明者、オブザーバ、配付資料の確認

事務局より、代理出席者2名の紹介があり。分科会規約第13条(検討会)第7項に基づき、副主査の承認を得た。出席委員数は現時点で代理出席者も含めて16名であり、分科会規約第13条(検討会)第15項の決議に必要な委員総数の3分の2以上の出席を満たしていることが確認された。その後、下記委員の変更について紹介があり、委員候補は分科会規約第13条(検討会)第4項に基づき、次回運転・保守分科会で承認予定であるとの説明があった。

- ・委員退任 関 委員 (九州電力)
- ・委員退任 池田 委員 (関西電力)
- ・委員退任 奥川 委員 (東北電力)
- ・委員候補 平原 氏 (同左)
- ・委員候補 志和屋 氏 (同左)
- ・委員候補 伊藤 氏 (同左)

その後、常時参加者1名、オブザーバ1名の紹介があり、オブザーバ参加については分科会規約第13条(検討会)第11項に基づき、副主査の承認を得た。その後配付資料の確認があった。

(2) 主査選任について

事務局より、現在主査が不在となっていること及び主査選任方法について説明があった。

明石副主査より牧原副主査が推薦され、分科会規約第13条(検討会)第3項に基づき、牧原副主査が主査として選任された。

(3) 前回議事録の確認

事務局より、資料82(2)に基づき前回議事録案の紹介があり、次回検討会において正式議事録として承認予定である旨説明があった。

(4) JEAC4209/JEAG4210の改定に向けた検討について

牧原主査及び各分担委員より、資料 82(3)シリーズに基づき、JEAC4209/JEAG4210 の改定に向けた検討について説明があった。

主なご意見・コメントは下記のとおり。

- ・ 資料 82(3)-1 について、「高経年化原子炉」は一般にわかりづらいため「高経年化原子力発電施設」としたほうがよい。また、「安全規制の反映」について、「安全規制」では法律に伴い要求事項を変更するという意味になってしまうため、「高経年化した原子力発電施設の安全性をさらに向上させるための有益な情報を取り込む」というような表現にすべき。また、2.②で「保守管理活動に必要なものを反映」とあるが、例えば「プロセスを充実させる」というような表現の方が適切。
- ・ 資料 82(3)-1 の 2.②で、「検討事項を本規格に取り込まなかった場合、規格ユーザの保守管理活動に支障が生じるおそれがあるものは、次回改定において反映する」とあるが、ユーザが困るのであれば、規格にすぐに取り込むべき、とならないか。③の「保守管理活動の高度化を阻害するような記載」について具体的なイメージはあるのか。また、運転・保守分科会への中間報告でこの資料は提示するであれば、もう少し具体的な記載にすべき。

→ ユーザが困るのであれば規格にすぐに取り込むべきということについては、次回改定を待たずにすぐに取り込むということか。

- 取り込まなかった場合ユーザが困るという具体的イメージがわかなかった。また、次回改定ではなく次々回改定に取り込むものについては不要か。
- ②については、残すか残さないかも含めて今後の作業で検討していきたい。
- ・ 「保守管理活動の高度化を阻害するような記載」については現状具体的な整理ができておらず、今後の作業で検討を進めていきたい。補足だが、昨年原子力学会秋の大会で、保守管理検討会として長期運転に向けた取り組みを説明した際に、保全重要度についてリスク情報に基づき設定することや点検の頻度等の設定等、保全の高度化を阻害する表現が無いようにすべきというコメントがあったと認識している。
- 保守管理規程/指針に保全活動の高度化を阻害する記載が無いかを確認する、というのが趣旨と考える。
- 安全重要度に対するリスク情報の活用については、米国の調査を前回の改定時から実施している。米国と異なり、日本では保全だけではなく、設計、品質管理、トラブル関係の報告等の施設管理について一連の流れで見直していくことに関して、保全だけで実施していくとバランスが取れなくなり、全体で実施しないとおかしくなるので保留しておこうということで前回改定では取り入れなかった。次回改定でも全体について議論できる時間もなく、ニーズもないため、保全重要度の見直しという趣旨であれば違和感がある。将来に対する足かせになっていないか確認するという意味であれば理解。
- ・ 昨年、各電力事業者にリスク情報を用いてメンテナンスを簡素化した事例がないか調査し、事例はなかった。それを踏まえると、保全重要度に関しては次回改定に反映することは無いと認識。保全活動の高度化を阻害するものが無いのかということ再度見直すということであると思う。
 - ・ もう少し趣旨が分かるような記載にすべき。
 - ・ 運転・保守分科会への中間報告は、骨子の部分はパワーポイントにまとめることを考えており、次回検討会までに準備する。
 - ・ 資料 82(2)-2 について、各検討事項の担当が原案を作成し、それを基に取り纏めが章を執筆するという認識。
 - ・ No.10 については、骨子の「保全の高度化を阻害するような記載」について確認したうえで、担当が各パートに気づき事項を伝える。
 - ・ 完本は主査、副主査でまとめる。
 - ・ MC/MG11-1-2 で、定期事業者検査の記載がある。当初は ATENA ガイドを呼び込まないとしていたが、前回検討会での議論を踏まえ、ATENA ガイドを呼び込んだうえで、同様の内容である添付資料 9 を削除する方向で作業する。
 - ・ 「保全の高度化」について各委員でとらえ方が違うと思われるため、具体化すべき。例えば、現行の JEAG4210 には保全の実施時期に関連してオンラインメンテナンス、JSME のオンラインメンテナンスの判断基準、NEI の価値基準保全等が高度化のイメージがある。
- 前主査にイメージを確認する。
- ・ 検討会后、事務局より各委員に比較表の Word データを送付し、それを基に作業していただく。
 - ・ 分担案については、本日の意見を反映したものを改めて送付する。
 - ・ 資料 82(3)-4-1 の 7 頁の SSG-74 4.30 に係る調査結果で、作業中止基準の回答について確認したい。
- 作業の心得として、普段と違う場合に作業を止める等の一般的な事項を記載しており、○とした。

- 中止する基準の明示は難しく、規格で要求されるのは厳しい。
- 例示なので強制力はないのではないか。
- 今言った観点であれば全て○ということになると考えられるため、現時点では特段反映事項は無しということで良いと考える。
- ・ 資料 82(3)-4-2 の SSG71 7.6 に対する再検討結果の C「汚染の飛散を低減するための措置」とあるが、作業員への被ばく量の低減の観点も含むということで、被ばく量低減について具体的に書いたということなのか。
- そういう意味では、放射性物質の大气への放出とか、発電所内の環境を外に出してしまうということと思っている。記載がマッチしていない部分もあるが、個人的にはこの記載で良いと思っている。本日の骨子の議論にもあった、海外の規格の反映の中で保守管理活動に少しでも反映できるものもないので、あえて書く必要はないと思っている。
- ・ 資料 82(3)-4-3 で消耗品の定義について何か意見があればお願いしたい。
- MC-7 の保全対象範囲は、法令で求められている設備等であって、もともと消耗品は範囲外。前々回改定で SA 設備を保全の対象に加えた際、SA 設備のうちマスク、通信設備や乾電池を除くという意図での記載となっている。一方で、軸受け等は消耗品ではなく、取替品という扱い。
- ・ 消耗品については原則現状の記載のままが良いと考える。付け加えるなら、先程の解説 12 の所に、マスク、通信設備の子機、乾電池などの補足を入れるかどうか。次回保守管理検討会で議論することとしたい。解説 12 の記載については次回までに考えておいて欲しい。
- ・ 資料 82(3)-4-4 については、次回検討会で議論することとしたい。

(5) その他

- ・ 次回保守管理検討会は 8 月上旬位とし、詳細な開催日については事務局で調整し別途連絡する。

以 上